

資料2	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第7回）
	平成19年3月27日

指定有害物質等に係る規制基準の遵守状況の把握のための記録項目（案）

1 指定有害物質、指定特定粉じんに係る規制基準(条例施行規則別表から抜粋)等 クロロエチレン、ベンゼン

大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。

1. 燃烧式処理装置、吸着式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。
2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。
3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。

ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物

大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。

1. ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。
2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。
3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。

エチレンオキシドの規制基準案

大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。

1. 燃烧式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。
2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。
3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。

2 記録項目

- (1) 当該項目の記録を行った者
- (2) 当該項目の記録を行った年月日
- (3) 処理装置等の適正な稼働と維持管理がなされていることを把握、確認するために、事業者自らが簡易に確認できる項目(具体的な記録項目は別表のとおり。)
 - ・稼働状況確認時の記録項目・・・温度、電圧、水位等
 - ・稼働期間の稼働状況記録項目・・・使用量、回収量等

別表 処理装置等に係る記録項目(案)

指定有害物質及び指定特定粉じんの種類	指定有害物質及び指定特定粉じんの処理等の設備の種類	記録項目(例)		記録頻度
		稼動状況確認時	稼動期間の稼動状況	
クロロエチレン及びベンゼン	燃焼式処理装置	燃焼室の温度	燃料使用量等	週一回以上
	吸着式処理装置	下記のいずれか ・冷却凝縮部の温度又は流量 (固定床 - 凝縮回収式の場合) ・吸着、脱着部の温度 (流動床 - 凝縮回収式の場合)	・吸着剤の交換年月日 (固定床式の場合) ・クロロエチレン及びベンゼンの回収量 (流動床 - 凝縮回収式の場合)	・吸着剤交換の都度 ・週一回以上(クロロエチレン及びベンゼン回収物を再利用する場合) ・回収物搬出の都度(搬出の場合)
	薬液による吸収式処理装置	薬液の循環状況等	薬液の使用量	原則として週一回以上
	同等以上の性能を有する処理装置又は同等以上の排出抑制ができる構造	処理装置又は排出抑制構造に応じた適切な項目		記録項目に応じた頻度
ニッケル化合物、砒素及びその化合物並びに六価クロム化合物	ろ過集じん装置	集じん装置の差圧	貯留ダストの引き抜き量	週一回以上又は引き抜き作業の都度
	洗浄集じん装置	洗浄水量又は水位	充填材の交換年月日、沈殿汚泥の処理状況	週一回以上交換の都度又は処理の都度
	電気集じん装置	電圧	貯留ダストの引き抜き量	週一回以上又は引き抜き作業の都度
	同等以上の性能を有する処理装置又は同等以上の排出抑制ができる構造	処理装置又は排出抑制構造に応じた適切な項目		記録項目に応じた頻度
エチレンオキシド	燃焼式処理装置	燃焼室の温度	燃料使用量等	週一回以上
	薬液による吸収式処理装置	薬液の循環状況等	薬液の使用量	原則として週一回以上
	同等以上の性能を有する処理装置又は同等以上の排出抑制ができる構造	処理装置又は排出抑制構造に応じた適切な項目		記録項目に応じた頻度
上記の処理方式、構造に共通	-	上記の項目に替えて、指定有害物質等の処理状況を示す適切な項目		記録項目に応じた頻度